

琉球大学学術リポジトリ

『田地方御内用日記』(同治十一年・一八七二)に見る
琉球のの農業・潟仕明・食料についてー史料紹介と
翻刻ー

メタデータ	言語: ja 出版者: 琉球大学人文社会学部琉球アジア文化学科 公開日: 2023-04-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 豊見山, 和行 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24564/0002019717

『田地方御内用日記』（同治十一年・一八七二）に見る琉球の農業・瀉仕明・食料について―史料紹介と翻刻―

豊見山 和行

本史料は「尚家文書」第五七四号（那覇市歴史博物館蔵）として分類されているが、内題は「同治拾壹年辛申十二月／御内用日記／田地方」（／は改行）である。内題を活かして、文書名を以下『田地方御内用日記』としたい。田地方とは、琉球王府において農政全般を管轄する役所のことである。本史料は竖帳で法量はタテ二八・四サ、ヨコ二〇・三サ、墨付きは一・一三丁である。

本史料が作成された契機は史料本文の冒頭【一】に見られる。それによると、明治政府から琉球国へ派遣された根本茂樹（大蔵省戸籍寮七等出仕）は、明治六年（一八七三年）一月十日付けで三司官の川平親方・浦添親方に対して琉球農政や年貢・租税等、一三項目にわたる情報提出を求めた。

その項目は、(1)検地年暦、(2)石盛区別取扱方、(3)反別一反歩之坪数并取扱方、(4)年貢所役取立方手続納期限、(5)是迄調貢いたし来候出物米八千六百石余之原由、(6)村吏役給等ノ有無并各村之定員、(7)枡大小区別并入目、(8)米麦大豆等之俵入、(9)農具一ト通りノ数并其名一品限り之概略図、(10)田畑培養肥之類、(11)米麦大小豆雜穀之類、蒔付旬季并取収之季節、(12)農間男女稼之次第、(13)従前取扱来候租税之方法、である。

根本らの渡琉目的は、同日付け三司官宛ての「書面」において「今般拙者并一同之者共、御藩地（琉球国―引用者）

へ出張候ニ付而へ、凡民治ニ関干スル総而之条件ハ小大トナク追々可及御推問候：「小野まさ子・漢那敬子・早瀬千明（史料紹介）岩瀬文庫蔵「南颯日録」（一）―解題および翻刻―」『沖縄史料編集紀要』第四一号、二〇一八年）とある点から明白である。琉球の民政（民治）全般の情報収集が目的であった。なお、「貢糖」の物納案件等に関する根本と琉球王府との具体的な交渉については、前述の小野他による解題が参考となる。

本史料の基本的性格は、根本らの質問や情報提供の要請に対して田地方が基礎データを作成し、それを「御内用方」と「表御方」（表十五人衆）が点検し、修正すべき点がある場合には修正を加えて、王府の正式な回答としていた点にある。そのことから第一に、修正理由を検討することによって、明治政府に対して琉球側がどのような点に懸念を抱いていたか、あるいは不都合だと捉えていたかが判明する。第二に、修正前の基礎データは王国末における農政や農業の実情、あるいは実情の一端を検討する上で重要な史料である。特に後者の点に関連して言えば、これらのデータは王国末期の農政や農業、潟仕明（干拓）、製塩、食料などに関係している。旧来、史料的に空白となっていた領域であり、新たな史実を提示することが可能となる貴重な史料と言えよう。

以下、史料本文について、網羅的な紹介ではなく、農業・潟仕明・食料等に関する条文を中心にその概要と簡略な分析を行うものとする。

【Ⅱ】は農業関係の概略である。①は土地の表示方法と竿（測量用具）の単位、農具図（別紙で提出、本史料では省略）を提出している。肥料として水田には「おかは」（クロヨナ）、よな木（ユウナ）、芋葛など諸木等の葉類を、畠には牛馬豚山羊の家畜の踏み草や腐した海草、糞尿を用いる。農間稼ぎについては、主に田畑の農耕を主とするが、女性は機織り、男性は山工や漁猟を稼ぎとする地域もあるとする。内容に関しては修正せず、情報を提供したとし

ている。②では、米・麦・大小豆・雑石(穀)類の蒔付けや収穫の時期に関する事項である。これらに関しては諸間切Ⅱ地方(現場)からも情報を取り寄せている。

【Ⅲ】は将来的に高受け(高請け)地Ⅱ年貢地として予定されている干拓地に関する項目である。なお、干拓地を琉球では潟仕明(かたしあけ)、潟場と呼称した。

①に見るように、実情を報告してはいなかった。「当分潟場針圖申受候坪高取^ハ候ハ、式三千万坪餘ニ茂可相及段、御内用方江申上候處、太分之坪高其低ニ者難申上候間、分取致吟味可申出旨、被仰聞候^(取カ)、潟持之間切^ハ惣耕作当召寄、当分大畦築立置候分者坪高取^ハ、其内何程何年振、何程何拾年振致物成候段、坪高仕分を以首尾申出させ、左之通取^ハ御内用方江差出候處、右取^ハ書ニ分取御張紙を以表御方江御差出被成候處、其通相濟候事」とある。すなわち、潟場の針圖(測量によって認可された面積)について二、三十万坪余に及ぶことを御内用方へ報告したところ、面積が大きすぎるとして縮小した数字を次のように修正していた。「本文、三拾壹万五千坪余ニ而ハ及大高、御障可相成程茂難計候間、当分潮出入、物成之程合不相分、式拾壹万五千坪余者相除、拾万坪程御返答相成可然哉」と三一万五千坪は大高だとして、約三分の一〇万坪程、という数字の提出となった。

②の覚に記載されている沖縄島の海浜持ちの各間切における潟仕明の状況を「表Ⅰ」にまとめた。

表1：各間切潟仕明面積一覧

間切名	現在、耕地 造成済み	3年後	5年後	5～6年後	6年後	7～8年後	10年後	15年後	20年後	30年後	耕地予定不明 ◆	合計 (坪)
小椽							1,500*		24,300*	7,500*		33,300
豊見城			12,000*					3,250				15,250
兼城		3,000					7～80*					3,870
西原	2,470					5,340					11,390	19,200
浦添								6,500				6,500
中城	8,000	2,900									113,830	124,730
具志川			2,380				9,930*					21,900
勝連								3,670				3,670
与那城											10,690	15,580
美里				4,065	4,890						67,580	71,645
<外>	計 10,470		17,235			7,710		64,750			215,490	計 315,666
本部, 今 帰仁, 恩 納, 名護, 大宜味, 久志, 大 里, 佐敷, 知念, 玉 城											各間切 2,000 坪程	計 20,000

注1：*は「現在海水の出入りあり」を示す。

注2：◆は「現在海水の出入りあり、土砂の流入無し、耕地利用可能年は予測できない」（当分潮出入、いふ入無之、物成之程合不相分候）を示す。

注3：本部など10ヶ間切の耕地利用年不明仕明地は各2,000坪程。それ以外の諸間切は各1,000坪程とあるが本表では省略した。

へ表1)から次の点が判明する。耕地造成が完了し作物を植え付けている仕明場(干拓地)から、三年後、五年後、五〜六年後、六年後、七〜八年後、一〇年後、一五年後、二〇年後、三〇年後には耕地となりうる潟仕明地と、「当分潮出入、いふ入無之、物成之程合不相分候」(現在海水の出入りがあり、土砂(イフ)の流入・堆積も見られないため耕地として何時利用できるか予測がつかない)潟に分類されている。

干拓方法については不明な点が多いが、④の「新田畠開発并荒所起返等之地所従来取扱振」がヒントとなる。「新田畑開発従来取扱振之儀、海辺江畦築立、雨天之節々泥土催入、作毛植付方相成候ハ、所柄、亦者地位等見合、先達而差上置候石盛通取扱申候」とあるように、旧来から行っている新田畑の開発開墾方法は、海辺(干潟など)に畦を構築し、雨天時などに泥土の流入、堆積地を耕地として造成する方法としている。「大畦築立置候」とあることから、干潟など干拓地となる場所に石などを積み上げ、その石列を大畦としていたと思われる。潮(海水)の出入りがあるという点から、防波堤のように海水の出入りを遮断した構築物ではないものと推測される。いずれにせよ、干拓方法については今後、解明すべき課題であるが、各間切における潟仕明の状況を全体的に把握できる点で貴重な項目である。

⑥は「砂糖出来高并製法式及ヒ甘蔗培養之次第」として、黒糖の産出量、荻(ウージ、サトウキビ)の栽培方法、肥培方法、そして黒糖の製造方法等を九カ条でまとめている。ところが、「右通御内用方江差出候處、御損益を以左之通御返答相成候事」として御内用方から「御損益」があるとして、⑦で六カ条に圧縮し、簡略化したものに修正されている。

【IV】の①は産物表雛形を示し、米・麦の産出高、その内訳(貢納〓年貢、王府・国王・家臣らの徴収量、家禄・官禄・

扶持等)、人民自用消費分、他国への輸出入、雑穀類(大豆、小豆、粟、稗)等に関する情報を求めたものである。

②以降がそれに対する回答であるが、必ずしも根本の要求した内容に合致したものにはなっていない。②は現米の出来高(産出状況)、田畠の面積、米粟の納入量に関するものである。そのデータは、乾隆五十四年(一七八九年)時に薩摩藩から「米砂糖壹坪之出実可書出旨」の指示に基づき、道光一八年(一八三八年)、去年(一八七二年)、当年(二八七三年)分を勘案して琉球国中の「米出来高大抵之所、員数可書出旨」との指示によるものであった。そのため、一七八九年から一八七三年までの八九年の幅を持つ「大抵」のデータである点に留意する必要がある。ただ、そのような制約が見られるもの、およびそのデータとして概況を把握する上では貴重なデータと言えよう。

③④⑦は畑作に関するデータで、雑石(雑穀)・鬱金(ウコン)・サトウキビ畑の耕地面積および産出状況について記載されている。③において「現雑石取立仕様者乾隆五拾四年地下中井伊江嶋畠方ニ砂糖・鬱金并雑石上納高・飯料畠賦立被差上置候番毎帳箱ニ有之候日記見合」とあるように、乾隆五十四年(一七八九年)のデータを基礎としている。その点において②とほぼ同様に時代的制約があるが、畑作の概況を捉える上では重要な史料である。

⑧⑨⑫は雑穀の種類や下大豆以下、唐芋(はんすず芋)などの産出量、畑地の面積が記載されている。特に、⑫では「地下」(沖繩島)と伊江島における人口の概略、及び米と唐芋を食する人口の割合と人口の概要が記載されている。このような情報は旧来の史料では空白であったことから貴重な記述である。

【V】は塩浜(塩田)に関する史料である。①において「塩浜年貢者々ケ年ニ何程完取立来候哉、但、塩浜惣躰之畝反并村名年分之焼出高共取調可差出事」とあるように、塩浜(塩田)からの年貢(一年分)量と塩浜全体の面積と村名及び製塩量の情報を求めている。②はそれに対する回答である。表2として整理した。

表 2 : 塩田・塩浜一覧

地名／提出先／届け外	塩浜面積	坪換算	石高表示	1石に付き	納塩	1ヶ年の出来高、1畝に付き	現塩(1ヶ年)
泊村 1	4町1反4畝8歩	12,428坪	21石8斗3升7合9才	5升5合9勺2才2分6リ平シ例	12石2斗1升2合	11石6升9合6勺2才	2,407石8斗7合7勺7才
泊村 2	1町6反2畝	4,860坪	3石8升6合1勺1才	5升5合9勺2才2分6リ平シ例	1石7斗2升5合8勺3才	1升到付き600文	納塩 103貫549文
那覇 1	3町6反18歩	10,818坪	36石1斗9升2合3勺6才	7升8合5勺6才5分平シ例	28石4斗3升4合4勺1才	5石8斗1升2合2勺1才	3,990石6斗5升2合8勺6才
那覇 2	6反2畝25歩	1,885坪	2石3斗9升3合2勺1才	7升8合5勺6才5分平シ例	1石8斗8升2勺2才	1升到付き600文	納塩 112貫814文
御使者方への御届け(計)	7町7反4畝26歩	23,246坪	58石2升9合4勺5才		46石6斗4升6合4勺1才		
御屋外の代錢上納	2町2反4畝25歩	6,745坪	5石4斗7升9合3勺2才		3石6斗6合6才		納塩 216貫363文
外、美里間切泡瀬、羽地間切我部、今帰仁間切湧川、大宜味間切津波・田添、							現塩総計 6,398石4斗6升6勺3才 1ヶ年に、約2,700～2,800石程出来。敷地は本地島の内、所向塩浜取成、畠方之上納として処理。納塩は無し。

〈表2〉において、泊村1(面積、四町一反四畝八歩)は王府への年貢として現塩一二石二斗余を納入している。一ヶ年での製塩量は二四〇七石八斗余である。泊村2(面積、一町六反二畝)の納入量は一石七斗であるが、銅銭に換算して錢一〇三貫五四九文を上納している。那覇1(面積、三町六反一八歩)からの年貢量は塩二八石四斗余で、一ヶ年の製塩量は三九九〇石六斗余とある。那覇2(面積、六反二畝二五歩)からの納入量は一石八斗余で、銅銭換算で錢一二貫文八一四文を上納している。②において泊・那覇以外の塩田地として、美里間切泡瀬村、羽地間切我部村、今帰仁間切湧川村、大宜味間切津波村・田湊村の計五ヶ所があげられている。一ヶ年での製塩量はおよそ二七〇〇〜二八〇〇石であるが、「敷地之儀本地畠之内所向塩浜取成、畠方之上納仕来候付、納塩無之候」とある。塩田は畠地として位置づけ、畠方からの年貢上納として処理しているため、現物の塩そのものを上納してはいないとの点は興味深い。

③において、②の数値での提出は「太分之坪高現場御見分被成候ハ、何様御障茂可致出来哉、御念遣被成候間、大抵坪高見合、高畝反取立可書出」との理由で修正された。すなわち、塩田の総面積が「太分」であり、根本ら大蔵省役人らによる現場の視察となった場合には不都合な事態となることが懸念されるところとして、「右美里・羽地式ヶ間切塩浜并美里親方仕明、大宜味間切津波村仕明畠方之内、塩浜取成置候坪高茂取べ、左之通高畝反取立并算面書を以差出候事」となった。つまり、美里・羽地の二間切の塩浜と美里親方の仕明地、大宜味間切津波村の仕明地を塩浜として処理している面積を取りまとめ、計算して提出したものが④である。それを〈表3〉(修正された塩浜一覧)として作成した。

表3：修正された塩田・塩浜一覧

地名／提出先／届け外	塩浜面積	坪換算（届け時には削除、心得まで）	石高表示	納塩	1ヶ年の出来高 現塩
濱村	4町1反4畝8歩	(12,428坪)	21石8斗3升7合9才	12石2斗1升2合	2,407石8斗余
那覇	3町6反18歩	(10,818坪)	36石1斗9升2合3勺6才	28石4斗3升4合4勺1才	3,990石6斗余
計	7町7反4畝26歩	(23,246坪)	58石2升9合4勺5才	46石6斗4升6合4勺1才	6,398石4斗余
その他					
美里間切泡瀬	1町3反7畝9歩	(4,149坪)	1石9斗6升2合2才	納塩宍石九升七合貳勺壹才	686石5斗余
羽地間切屋我地	1町3反7畝9歩	(4,149坪)	1石9斗6升2合2才	1石9升7合2勺1才	686石5斗余
大宜味間切津波村	3反3畝10歩	(1,000坪)	4斗7升6合3勺3才	2斗6升6合3勺8才	166石7斗余
計	15町3畝29歩	(45,119坪)	21石4斗9升1合6勺8才	12石1升8合7勺1才	7,519石8斗余

備考：外書きの3ヶ所（泡瀬、屋我地、津波村）は疲弊しているため上納免除

⑤は「前条美里・羽地・大宜味三ヶ間切塩浜畝反取立之算面以後、心得之為記置候」として王府側の心得（備忘録、バックデータ）として作成されたものである。▶表4としてまとめた。

表 4：美里・羽地・大宜味三ヶ間切塩浜畝反取立之算面以後の状況（心得用）

地名	等級 面積	石高表示	1石に付き	納塩	面積（坪）	総坪	差引き残り
羽地間切我 部村	下々浜 6反2畝17歩	8斗9升4合 9才	5升5合9勺2才 2分6リ例	5斗起	1,877 坪	5,169 坪	3,292 坪
美里間切泡 瀬島	下々浜 5町8反1畝11歩	8石3斗	5升5合9勺2才 2分6リ例	4石6斗4升5 合9勺2才	17,441 坪	31,680 坪	14,239 坪

⑥については、へ表5へ「泡瀬・屋我地・大宜味間切塩干場一覽」として表示した。⑤同様にバックデータの意味合いを持つものである。

表 5 : 泡瀬・屋我地・大宜味間切塩干場一覧

地名	塩干場面積	等級/ 面積	石高表示	1石に付き	納塩	1ヶ年の出来 高、1畝に付き	現塩 (1ヶ年)
美里間切泡 瀬島 (間切 持ち)	31,685 坪						
美里間切泡 瀬島 (美里 親方所持)	畠方24,251坪						
計	55,936 坪						
	内40,000坪	下々浜/ 13町3反3畝10 歩	19石5升3合3 勺3才	5升5合9勺2 才2分6割例	10石6斗5升5 合1勺2才	5石	6,666石6斗余
	残り坪						
	15,936 坪						
羽地間切屋 我地	(塩干場) 5,169坪						
	内4,119坪	下々浜/ 1町3反7畝9 歩	1石9斗6升2合 2才	5升5合9勺2 才2分6割例	1石9升7合2勺 1才	5石	686石5斗
	残り1,050坪						
大宜味間切	1,500坪						
	内1,000坪	下々浜/ 3反3畝10歩	4斗7升6合3勺 3才	5升5合9勺2 才2分6割例	2斗6升6合3勺 8才	5石	167石7斗
	残り500坪						
合計	62,605 坪						
	内45,119坪	下々浜/ 15町3畝29歩	21石4斗9升1 合6勺8才		12石1升8合7 勺1才		7,519石8斗
	残り17,486坪						

【VI】の①は琉球での度量衡の質問事項である。②でそれに簡略に回答している。

【VII】は各種の農産物、海藻類、家畜等に関する事項である。冒頭において、鬱金(ウコン)の算出量と産地の間切名を記し、鬱金は「鹿児島県」へ輸出されているとしている。以下、菰、蔴、菓実類、藍草、紅花、煙草、茶、海藻類、家畜、野獸(猪)が記載されている。大半は「人民自用費消」自家消費費用であるとする。その中で豚は「鹿児島県」へ輸出される分もあるとの記述は興味深い。

【VIII】①は牛馬や家畜類の数量に関する事項である。「牛馬ふた羊庭鳥足数羽数員数書出候様、御使者方方御達有之候間、早々取可差出旨、被仰渡候付、諸間切并伊江島江申出させ、左之通取御内用方江差出候處、牛馬者慶長御檢地之高より相重候而者御故障可相成趣を以、足数相減御届相成候事」とあるように、牛馬や家畜類の数量に関する情報を御使者方から求められていた。牛馬は慶長檢地時の数値より増加していると問題(故障)になるとして減少した数値に修正されている。他方、修正指示のない豚(三万二、九九〇匹)、山羊(三万九、三三五匹)、庭鳥(六万四五三羽)は実数に近い数値と思われる。

②は産などの生産状況と売却額を問い合わせしており、③がその回答になっている。

④は沖縄島の各間切と周辺諸島における米粟の備蓄状況に関する事項となっている。

【IX】の①は「農務帳」の中で不明な用語などに関する質問とその回答(下げ札による)となっている。当該期における琉球的用語を理解する上で参考となる項目である。

②は干芋の製造方法に関する項目である。亥九月九日付けで高所から中頭方十一ヶ間切のさばくり中へ通達した文書である。この亥年は雍正九年（一七三一年）に当たる。同様の文書として、雍正九年（一七三二年）三月二十日付け高奉行富浜親雲上による布達文書がある（『近世地方経済史料』第九卷、一五三ページ）。唐芋（はんつ芋と表記、はんす芋に同じ）を保存食として加工する方法が詳しく記述されている。

冒頭での「はんすいも之儀へり申候時、大粒之いもゑらひへけ候付、大粒いも又へり手間たわれ□差支、干候付而者天氣見合申とて、此三ヶ条差支都而とりはやり致兼候様子御座候」との文中の「三ヶ条」は本史料では欠けているが、『近世地方経済史料』第九卷、一五二ページ）に次のようにある。

- 一 はんついも虫付候時、少も相廢不申様干拵仕候儀、
- 一同すかめ候時、右同斷、
- 一同作余計之時、右同斷、

この記載によって三ヶ条の内容を把握することができる。

また、「入虫いも」（虫食い芋）を保存食に加工する工程について、次のようにある。「入虫いも拵様之儀も右通うす二つきわり、則水あらい立、入虫之氣相拔迄五六度も水入替洗立候得者入虫之氣相抜、いも之あまかさ仕候時、則しふり上ヶ干立、右うす二つき、うす之間二而わり拵、糝二而あつへ二而茂、又米麦粟芋合せ、又不合候得共焼合喰事仕候得者、別而能御座候、此段先比申渡置候処、村々承合候得者、此拵様至極不案内仕存不申由、笑止千万二候、随分此調相用候得者、はんつ芋少も損失無之、飯料相迫不申、緩々相續可申候、此旨委細申談相調させへく候」

後半部分において、「此の件について先頃申し渡して置いたが、村々へ問い質したところ、この加工方法に関しては非常に不案内（知識不足）で理解していないという。これは怪しからんことだ。この方法を十分に活用すれば、

はんす芋を無駄にせず、食料に窮迫することなく、余裕をもって生活できよう。この旨を詳しく協議して製造させるように」と通達している。人虫芋の加工保存方法を王府の高所が関わっていたこと、百姓らの食事情を知ることのできる事項である。

③はソテツからデンプンを取り出す方法についての事項である。干し芋同様、ソテツも保存食となっていた。さらに、ソテツ中毒時の治療方法として、人体に灸をすえる場所が図解入りで示されている。

④は土壌の内、ジャーガル地と真和地(マージ)における土地利用を図入りで作成していたが、不都合があるとして図は除き、説明文のみを別冊で提出したとある。ソテツの加工時期に関する条文などを村々で書写させ、百姓らに加工方法を丁寧周知させるようにと指示している。また、はんす芋に関係する事項も記載されている。

以上、『田地方御内用日記』から農業・潟仕明・塩田・食料等に関係する史料を中心に、それらの史料的位置づけを試みた。これらの史料は旧来の琉球史研究においてはほぼ空白の領域に関わるものである。その意味において重要な史料であり、それらの具体的分析は今後の課題としたい。

なお、【Ⅷ】と【Ⅸ】の間には、「諸間切番所居村相記候様御評定所方御達有之候付、左之通差出候事」(約二丁)、「本琉球を始屬嶋共湊津之事」(約二丁半)の事項がある。また、【Ⅸ】以降には琉球の寺院の所在地・名称・敷地面積の一覧(三丁半)、「河流堤橋」として河川名と川筋の長さ及び流路が詳しく記載されている(二五丁)。それに続いて沖繩島の面積、南北の距離、横幅、里(村落)・町の合計面積(四丁半)、末尾は落畝、仕明場に関する事項、国全体の絵図を要求された場合の対応方(一丁半)の記載で終了している。これらの事項については、本史料翻刻では割愛した。

本史料と関連する布年貢に関しては、御用物方によって(内題)『同治十一年癸酉二月朝官集江御届相成候扣ノ諸

反布代米引合写』(尚家文書五七六号、全二六丁)が別立てで作成されている。その点を付記しておきたい。

〔凡例〕

- 1 .. 旧漢字と当用漢字が混在しているが、史料に従って翻刻した。
- 2 .. 翻刻の形式は、行数・字数ともに、本紀要の字数にあわせて編集した。
- 3 .. 翻刻者の責任によって、適宜、読点を付した。

〈史料本文〉

(内題)

同治拾壹年壬申十二月

御内用日記

田地方

【I】

目

- 一 檢地年曆
- 一 石盛區別取扱方
- 一 反別一反歩之坪数并取扱方

此点下札ニ而、別さつ御渡相成候凡例之内、反別之事候哉与御使者方御烈合相成候處、御返答一畝者何拾坪、一反者何百坪、

竿之積者何尺寸之事与被仰聞候、

一年貢所役取立方手續納期限、

一是迄調貢いたし來候出物米八千六百石余之原由、

一村吏役給等ノ有無并各村之定員、

一枒大小區別并入目、

一米麦大豆等之俵入、

一農具一ト通りノ數并其名一品限り之概畧圖、

一田畑培養肥之類

此点下札ニ而、墾之事ニ而御座候哉与御烈合相成候處、弥其通之事与被仰聞候、

一米麦大小豆雜穀之類、時付旬季并取収之季節、

但、稻者種下シ之節共、

一農間男女稼之次第、

一従前取扱來候租稅之方法、

右之通ヶ条限詳細取調書を以可被申上候、尚相洩候儀者追々御達可申入候事、

癸酉第一月十日

根本茂樹

川平親方殿

浦添親方殿

【II】

① 覚

本文御内用方并表御方御調部之上御届相成候事

一反別壹反之坪数并取扱方之儀、左之通、

一畝二而三拾坪、

一反二而三百坪、

但、式行竿之賦者六尺五寸、

本文右同断

一農具一ト通り之數并其名一品限り之概畧、別紙之通御座候、

但、別さつ凶者御内用方日記相見得候付畧ス、

本文御内用方并表御方御調部之上御届相成候事

一田畠培養肥之儀、田者おかは・よな木・いもかつら・其外諸木葉類、畠者牛・馬・ふた・羊踏草、又者海草朽し、

且糞水類二而御座候、

本文右同断

一米・麦・大豆・雑石之儀、蒔付旬季并取収之節季、別さつ之通御座候、

本文右同断

一農間男女稼之儀、専田畠耕方を以相営、尤所次第女者織職、男者山工・漁獵之働を以相稼候茂有之候、

② 覚

本文諸間切江茂申出させ、御内用方并表御方（上、脱カ）江茂御調部之御届相成候事

一 稻種子之儀、立冬之節蒔入、大寒之節方立春之節迄植付、夏至之節方小暑之節迄刈取申候、

一 小麦之儀、白露方（マ、マ）黍秋分之節迄蒔入、清明方立夏之節迄刈取申候、

一 粟之儀、冬至之節方小寒之節迄蒔入、夏至方小暑之節迄刈取申候、

一 白大豆并小豆・青豆・黍・真黍之儀、雨水方驚蟄之節迄蒔入、夏至方小暑之節迄取入申候、

一 大麦・はたか麦之儀、霜降方小雪之節迄蒔入、小満芒種之節迄取入申候、

一 下大豆・本大豆之儀、冬至方小寒之節迄蒔入、霜降方立冬之節迄取入申候、

一 胡麻之儀、小満芒種之節蒔入、白露寒露節取入申候、

一 菜種子之儀、白露方寒露之節迄蒔入、春分清明之節迄取入申候、

一 唐豆・いんろう豆（豌豆）之儀、寒露方霜降之節迄蒔入、立春・驚蟄之節迄取入申候、

一 右、米・麦・大小豆・雑石之類、蒔付旬季并取収之節季、如斯御座候、

【III】

① 大繩反別何程

此貢錢米何程

是者追々高受可致場所、未地味馴不申全之貢難相定、其年々之作方ニ寄檢見之上、

貢額ヲ極ル等之場所ヲ云フナリ、

大繩反別之儀、当分湯場針圖申受候坪高取（上カ）候ハ、式三千万坪餘ニ茂可相及段、御内用方江申上候處、太分之坪高

其俣二者難申上候間、分取致吟味可申出旨、被仰聞候□、(故力) 渴持之間切く、惣耕作当召寄、当分大畦築立置候分者坪高取、其内何程何年振、何程何拾年振致物成候段、坪高仕分を以首尾申出させ、左之通取御内用方江差出候處、右取書二分取御張紙を以表御方江御差出被成候處、其通相濟候事、

② 覚

小祿間切

大畦築立置候

一 瀉仕明場坪高三萬三千三百坪、

内

拾ヶ年振ニ物成相成可申、当分潮出入

千五百坪程

式拾年ヶ年振、右同

式万四千三百坪程

三拾年ヶ年、右同

七千五百坪程

豊見城間切

大畦築立置候

一 瀉仕明場坪高老萬五千式百五拾坪、

内

拾五ヶ年振ニ物成相成可申

三千式百五拾坪程

五年ヶ年振右同、当分潮出入

老万式千坪程

兼城間切

右同

一同三千八百七拾坪、

内

三ヶ年振ニ物成相成可申

三千坪程

拾ヶ年振右同、当分潮出入

八七拾坪程

西原間切

右同

一同壹万九千貳百坪、

内

当分物成、諸作毛植付置候

貳千四百七拾坪程

七八ヶ年振物成相成可申

五千三百四拾坪程

当分潮出入いふ入無之、物成之程合不相分候

壹万千三百九拾坪程

浦添間切

大畦築立置候、拾五ヶ年振物成相成可申

一瀉仕明場坪高六千五百坪程、

中城間切

右同

一同拾貳万四千七百三拾坪、

内

当分物成、諸作毛植付置候

八千坪程

三ヶ年振ニ物成相成可申

貳千九百坪程

当分潮出入、物成之程合不相分候

拾壹万三千八百三拾坪程

具志川間切

右同

一同貳万九百拾坪、

内

五ヶ年振ニ物成相成可申、当分潮出入

貳千三百八拾坪程

拾ヶ年振ニ者物成相成可申、当分潮出入

九千九百三拾坪程

貳拾ヶ年振、右同

九千六百坪程

勝連間切

畦築立置候、拾五ヶ年振ニ者物成相成可申

一潟仕明場坪高三千六百七拾坪程

右同

一同壹万五千五百八拾坪

内

六ヶ年振ニ者物成相成可申

四千八百九拾坪程

当分潮出入、物成之程合不相分候

壹万六百九拾坪程

与那城間切

右同

一同七万千六百四拾五坪

内

五六ヶ年振ニ者物成相成可申

四千六拾五坪

当分潮出入、物成之程合不相分候

六万七千五百八拾坪程

美里間切

三拾壹万五千六百五拾五坪、

内

当分物成諸作毛植付置申候

壹万四百七拾坪

三四ヶ年振ニ又者五六ヶ年振ニ者物成相成可申

壹万七千貳百三拾五坪

「本文、三拾壹万五千坪餘ニ而ハ及大高、御障可相成程茂難計候間、当分潮出入、物成之程合不相分、貳拾壹万五千坪餘者相除、拾万坪程御返答相成可然哉」

七八ヶ年又者拾ヶ年振、右同

七千七百拾坪

拾ヶ年左三拾ヶ年振、右同

六万四千七百五拾坪

〆拾万百六拾五坪

当分潮出入、物成之程合不相分候

式拾壹万五千四百九拾坪

外、本部・今帰仁・恩納・名護・大宜味・久志・大里・佐敷・知念・玉城拾ヶ間切ハ弐千坪程、其外之

間切〳〵茂千坪程完者有之候、

右、潟仕明場大畔築立置候坪高、大抵取〆如斯御座候、以上、

③

諸間切之内所之大繩築立有之、大抵拾万坪^(餘カ)相及候處、每度大風相絶不申所ニ而破損ヶ間敷容易物成兼「未作職

罷成不申」貢額無之候、

本文通御届相成候處、下札を以御不審有之候付、御評定所ニ而朱入之通御取直差上相濟候事、

右之下札

本文大繩之儀、諸間切ニ土地雜居候儀故、其場所ニ寄、年々何程歟收納之品無之候而者難計筈ニ而、大風不絶貢額無之与之儀者聊信用いたし兼候、尤大繩場税額未定、素方之儀候得共、災害無之節者年分何程之收納有之与申儀承知いたし度候条、此附ヶ紙ニ尚附札を以御申立可有之事、

④ 新田畠開発并荒所起返等之地所從來取扱振

本文、御内用方并表御方御調部之上、御届相成候事

一新田畑開発從來取扱振之儀、海辺江畦築立、雨天之節々泥土催入、作毛植付方相成候ハ、所柄、亦者地位等見合、

先達而差上置候石盛通取扱申候、但、荒地起返者高所方相調候事、

⑤ 当地土者何色多有之候哉、且何地位宜候哉之事

本文、御内用方并表御方御調部之上、御届相成候事

一当地地方大抵拾分にして五分程真和地、三分程ちやかる地、式分程砂地、尤地位者ちやかる地上、真和地中、砂地
下二而御座候、

⑥ 砂糖出来高并製法式及ヒ甘蔗培養之次第

一砂糖出来高年々大抵四百八拾万斤餘、

一荻性强等者汁四斗ニ砂灰三合程入、性弱等ハ灰四合程入候事、

一煎薪木之儀、初發者葉薪木相用、漸々煎詰候ハ、荻から又者荻之枯葉相用、火力相弱ミ蒸致煎候事、

一煎詰候時分、一双ニけち少し口ニ入、甘みへるからず、しほり候節桶江移し、屹与汁じ候事、

一荻之儀、切候而数日直候ハ、すかみ候間、兩三日焼取候分を切候事、

一上地を撰十一月十二月比方正月迄式三度打拵、四尺間ニ穴堀、牛・馬・ふた・羊喰切かや、海草埋直(置カ)、雨水春分
之節潤次第致穂差、且清明之節相成候ハ、苗植いたし候事、

一古根荻者二月中旬方三月中旬迄、鋏又者牛ニ而茂鋤拵仕、壅取扱方、亦者鉾草・鎌草、前条同断、

一子盛生之時分、鉾草仕、空枯皮剥取(剥カ)方出候等者折捨、節方出候子六七本相立、三度水壅相用、盛生させ候而、猶又

牛馬ふた羊喰切かや、海草ニ而おそへ壅仕、鋏ニ而土おそへ付候、四月方五月迄細子者茹取、壺穴ニ七八本方四五

本完相立、不宜子者取除七月方八月迄茂漸々鎌草并鉿草仕候事、

一壹年越、又者貳年越者致植替候事、右通御内用方江差出候處、御損益を以左之通御返答相成候事、

⑦ 砂糖出来高并製法式及ヒ甘蔗培養等之次第

一砂糖出来高、年々大抵五百萬斤之内外、

一荻性强等者汁四斗二砂灰三合程入、性弱等者ハ同四合程入候事、

一右煎方之儀、初發者火力相強、漸々煎詰候ハ、火力相弱ミ候事、

一煎詰候時分なミ試、ハ桶江移し汁じ付、樽江詰候事、

一燒出方ハ荻熟見合、冬至又者小寒大寒之節方相始、雨水春分之節迄燒仕廻候事、

一荻者上地を撰貳三度打拵植付、雨水より清明之節迄穗差、苗植いたし、萌立次第草取壅等段々相用、且古根荻者二

月中旬比方三月中旬比迄草相拂、壅等前条同断相用、左候而貳年越、又者三年越二者致敷替候事、

【IV】

① 産物表雛形

琉球国

琉球藩

米何百何拾萬何千何百何拾石、但現米、

米何程 貢納

内 米何程 庭中諸費并藩王歳費藩臣家祿及ヒ官祿給扶持等

米何程 人民自用費消

米何程 他国江輸出

麦

内 前同断

雜穀類

大豆

小豆

内 粟

稗

右之外種類限可書出事

②

現米取立之仕様者乾隆五拾四年御国元方米砂糖壹坪之出実可書出旨被仰渡、且道光拾八年、去年当年御当国中米出来高大抵之所員数可書出旨、御仮屋方より被仰渡候、両度之御首尾書番每帳箱有之候日記見合、先達而御使者方江御届之畝反坪を以賦立、左之通、

覚

田反別三千四百八町式拾壹步、

坪ニノ千式拾貳萬四千式拾壹坪、

御使者方江御届高

高四萬千七百三拾九石壹斗四合八勺三才、

中作例壹坪二三合三勺五才

出来米三萬四千貳百五拾石四斗七升三勺五才、

右地下・諸離・両先島

地下中

田反別貳千五百四拾壹町五反壹畝貳拾六歩

坪ニノ七百六拾貳萬四千五百五拾六坪、

中作例壹坪二三合三勺五才

出来米貳万五千五百四拾貳石貳斗六升貳合六勺、

久米方六ヶ間切并伊平屋島

同三百六拾四町六反三畝拾八歩

坪ニノ百九萬三千九百八坪、

地下中下作例ニ而貳合貳勺三才

出来米貳千四百三拾九石四斗壹升四合八勺四才、

宮古嶋

同六拾四町六畝四歩

坪ニノ九萬貳千八百八拾四坪、

例右同

出来米四百貳拾八石五斗七升三勺貳才、

内

四萬五百九拾壹坪五分餘、

例右同頭掛

納粟九拾石五斗壹升九合三勺六才餘、

残而

坪拾五萬千五百九拾貳坪五分餘、

例右同

出来粟三百三拾八石五升壹合貳勺八才餘、

八重山嶋

田反別四百五拾町六反六畝貳拾貳步

坪ノ百三拾五萬貳千貳坪、

例右同

出来米三千拾四石九斗六升四合四勺六才、

内

坪貳拾八萬四千七百八拾七坪貳分餘、

例右同頭掛

納米六百三拾五石七升五合四勺九才餘、

残而

坪百六萬七千貳百拾四坪八分餘、

例右同

出来米貳千三百七拾九石八斗八升九合餘、

出来米粟三萬千四百貳拾五石貳斗壹升貳合貳勺貳才、

③

現雜石取立仕様者乾隆五拾四年地下中并伊江嶋島方二砂糖・鬱金并雜石上納高・飯料島賦立被差上置候番每帳箱

二有之候日記見合、先達而御使者方江御届相成候畝反坪二、砂糖敷當時之現坪引、麦・下大豆・唐芋敷相賦、且乾隆五拾四年御国元方米・砂糖壹坪之出実可書出旨被仰渡候節、砂糖壹坪二五〇(合)出来候段御返答被申上置候付、當時之砂糖高五合例を以敷地相引、右同断麦・下大豆・唐芋敷、左之通二様ニ相賦候、

④ 覚

国頭・中頭・嶋尻三方并伊江嶋

畠反別五千七百四拾四町五反六畝七步、

坪ニノ七百貳拾三萬三千六百八拾七坪、

御使者方江御届高

高三萬千四百五拾五石五斗六升四合三勺九才、

内

樽金敷

壹万八千五百九拾壹坪、

砂糖敷當時之現坪

貳百九拾三萬六千三拾九坪六り、

壹坪ニ壹斤四勺五分ツ、

砂糖三百五萬四千八百九拾八斤八合六勺九才、

貳百九千五万四千六百三拾坪六り、
(十)

残而

千四百貳拾七萬九千五拾六坪九分四〇、
(九)

内

三百六拾五萬四千三百七拾七坪、

坪ニ式合壹尺四才、納雜石并諸地頭作得

七千八百式拾石三斗六升八合七勺、

又残而

千六拾式萬四千六百七拾九坪九分四り、

坪ニ七斤廻

唐芋七千四百三拾七萬式千七百五拾九斤五合八勺、

壹人ニ壹日ニ四斤半ツ、壹ヶ年ニ千六百式拾斤ツ、
四萬五千九百九人、

⑤畠反別五千七百四拾四町五反六畝七步、

坪ニ七百式拾三萬三千六百八拾七坪、

内

爵金敷

壹万八千五百九拾壹坪、

坪ニ八斤餘

爵金三萬斤、

砂糖敷

六百拾萬九千七百九拾七坪七分三り八毛、

壹坪五合例

砂糖三百五萬四千八百九拾八斤八合六勺□才、

ノ六百拾貳万八千三百八拾八坪七分三厘八毛、

残而

千百拾万五千貳百九拾八坪貳分六厘貳毛、

内

三百六拾五萬四千三百七拾七坪、

坪ニ貳合壹勺四才、納雜石并諸地頭作得

七千八百貳拾石三斗六升八合七勺、

又残而

七百四拾五万九百貳拾壹坪貳分六厘貳毛、

坪ニ七斤廻

唐芋五千貳百拾五万六千四百四拾八斤八合三勺四才、

壹人ニ付壹日ニ四斤半ツ、壹ヶ年ニ千六百貳拾斤ツ、

三萬貳千九拾五人、

右通御内用方江差出候處、唐芋敷不足之様相見得候間、久米方并伊平屋嶋・両先嶋島方茂納雜石出来高之坪□^(高)
差引、残坪差出候様有之候付、左之通取ノ差出候事、

⑥ 覚

久米方六ヶ間切并伊平屋嶋

一畠反別三百五町九反八畝壹歩、

坪ニノ九拾壹万七千九百四拾壹坪、

高千七百九拾貳石壹斗九升八合貳才、

内

坪九萬貳千六百七拾七坪三分、

坪二卷合九勺五才貳分四勺壹毛

納糶石百八拾石九斗四升四合貳勺七才、

残而

坪八拾貳萬五千貳百六拾三坪七分、

例右同

出来米糶石千六百拾壹石貳斗五升三合壹才、

八重山嶋

一同三百六拾壹町六反五畝拾五步、

坪ニノ百八萬四千九百六拾五坪、

高千五百貳拾石貳斗八升三合壹勺壹才、

内

坪拾三萬四千六百五拾六坪、

坪二卷合四勺壹分貳勺餘

納米百八拾八石六斗八升貳合三勺四才、

残而

坪九拾五萬三百九坪、

例右同

出来米千三百三拾壹石六斗七勺七才、

宮古嶋

一畠反別式千四拾九町四歩、

坪ニノ六百四萬七千四坪、

高壹万四千四百七拾八石四斗八升九合四勺九才、

内

坪拾五拾六萬七千五百九拾九坪、

坪ニ壹合八勺六才七分三厘三毛

納粟千五拾九石八斗九升五合六才、

残而

坪五百五拾七萬九千四百五坪、

例右同

出来粟壹万四百拾八石五斗九升四合四勺三才、

反別式千七百拾六町六反三畝式拾歩、

坪ノ八百拾四萬九千九百拾坪、

高壹万四千七百九拾石九斗七升六勺式才、

納米粟雜石千四百式拾九石五斗式升壹合六勺七才、

坪七拾九萬四千九百三拾式坪三分、

残坪

七百五萬四千九百七拾七坪七分、

出来米粟雜石壹万三千三百六拾壹石四斗四升八合貳勺壹才、

右之通地下・諸離・両先嶋現雜石壹ヶ年之出来高、御内用方并帳主取江差出候處、御吟味之上、左之通分量御究御届相成候事、

一米三萬千四百石程、

一麦五千石程、

⑦

両先嶋田畠納差分無之二付、差分例并田畠納取立、以後心得之為左二記置候、

八重山嶋

一田畠納差分例壹斗貳升四合壹勺壹才、

田方

一米六百三拾五石七升五合四勺九才、

畠方

一同百八拾八石六斗八升貳合三勺四才、

宮古嶋

一田畠納差分例九升貳合三勺三才八分貳り、

田方

一粟九拾石五斗壹升九合三勺六才、

畠方
一同千五拾九石八斗九升五合六才、

⑧

本文御内用方并表御方江茂御調部之上御届相成候事
雑穀類

内

大豆 小豆 青豆 白大豆 下大豆

唐豆 いんらう豆 へん豆 大麦

はたか麦 黍 粟 稗 菜種子

胡麻

⑨ 雑穀類品員差別出来高凡取立之事

覚

一下大豆八百四拾七石三斗程、

一本大豆貳拾五石五斗程、

一白大豆四千七百六拾九石八斗程、

一小豆貳百九拾貳石貳斗程、

一青豆貳百三十石八斗程、

一唐豆千四百拾三石五斗程、

一 いんらう豆五百三拾四石八斗程、

一 胡麻八拾五石六斗程、

一 黍貳百三拾八石貳斗程、

一 真黍拾九石七斗程、

一 菜種子七拾壹石壹斗程、

一 へん豆貳拾四石八斗程、

右通地下并伊江島雜石壹ヶ年出来高大抵申出させ、御内用方江差出候處、右之員數二而者唐芋敷不足相成候付、唐芋取立、殘坪七拾九萬千五百坪餘二応し、大抵分取を以左之通員數減少二而御届相成候事、

一 粟五千石程、

一 下大豆八百五拾石程、

一 本大豆貳拾壹石五斗程、

一 白大豆千五百石程、

一 小豆五拾石程、

一 青豆拾五石程、

一 唐豆三百五拾石程、

一 いんらう豆三拾五石程、

一 へん豆貳拾四石八斗程、

一 菜種子百貳拾石程、

一 胡麻千三百五拾石程、

一 真黍三拾九石七斗程、

一 黍百拾石程、

右、地下諸離兩先嶋、大躰壹ヶ年分出来高、

⑩ 唐芋壹ヶ年之出来高并代錢凡取立之事

唐芋取立之仕様者乾隆五拾四年、地下中并伊江嶋島方ニ砂糖・鬱金并雜石上納、飯料島賦立被差上置候番每帳箱ニ有之候、日記見合出実取立候、尤其時者人数七萬五千八百式拾三人、唐芋敷茂千七百五拾四萬七千六百八坪ニ而、年ニ作り相賦、此節之人数八萬四千九百七拾八人、唐芋敷茂千六拾式萬四千六百七拾九坪餘之事ニ而、年ニ式度作り相賦候事、

⑪ 覺

国頭中頭島尻三方并伊江嶋

島反別五千七百四拾四町五反六畝七步、

坪ニ 千七百式拾三萬三千六百八拾七坪、

内

鬱金敷

壹万八千五百九拾壹坪、

鬱金三萬斤、

砂糖敷當時之現坪

貳百九拾三萬六千三拾九坪六り

坪ニ壹斤四勺五分ツ、

砂糖三百五萬四千八百九拾八斤八合六勺九才

三百六拾五萬四千三百七拾七坪

坪ニ貳合壹勺四才納雜石并諸地頭作得

雜石七千八百貳拾石三斗六升八合七勺

ノ六百六拾萬九千七坪六り

残而

千六拾貳万四千六百七拾九坪九分四り

坪ニ七斤廻年ニ貳度作り

唐芋壹億四千八百七拾四萬五千五百拾九斤壹合六勺

地下中并伊江嶋

惣人数拾壹万九千四百拾人

内

首里・泊・久米村・那覇

七万四千九百七拾人

内

拾分壹

乳子七千四百九拾七人

残人数六万七千四百七拾三人

内

三分壹米給人

貳万貳千四百九拾壹人

三分貳唐芋給人

四万四千九百八拾貳人

国頭中頭島尻三方并伊江島

四万四千四百四拾人

内

拾分壹

乳子四千四百四拾四人

拾分九唐芋給人

三万九千九百九拾六人

唐芋給人

八万四千九百七拾八人

壹人ニ付日ニ四斤半ツ、年ニ千六百貳拾斤ツ、

唐芋壹億三千七百六拾六万四千三百六拾斤

斤二百五拾文ツ、

代銅錢貳千六拾四万貳千五百五拾四貫文

差引残而

唐芋千零八万五千五拾九斤壹合六勺

坪七拾九万五千五百拾壹坪九分四り

右通差出候處、御内用方并表御方江茂御吟味之上、左之通御届相成候事、

⑫ 唐芋大抵壹ヶ年出来高壹億三千七百六拾万斤程、

斤二六貫四百文ツ、当時之相場二而

代錢八億八千六拾四万貫文

【V】

① 塩浜年貢者壹ヶ年二何程完取立来候哉、

但、塩浜惣躰之畝反并村名年分之焼出高共取調可差出事、

② 覚

泊村

一塩浜四町壹反四畝八歩、

坪ニノ壹万式千四百式拾八坪、

高式拾壹石八斗三升七合九才、

壹石ニ五升五合九勺式才分六リ平シ例

納塩拾式石式斗壹升式合、

壹ヶ年之出来高壹畝ニ拾壹石六升九合六勺式才ツ、

現塩式千四百七石八斗七合七勺七才、

右同

一 塩浜壺町六反式畝、

坪ニノ四千八百六拾坪、

高三石八升六合壺勺壹才、

壺石ニ五升五合九勺貳才貳分六厘平シ例

納塩壺石七斗貳升五合八勺三才、

升ニ六百文ツ、

納錢百三貫五百四拾九文、

那覇

一 塩浜三町六反拾八歩、

坪ニノ壺万八百拾八坪、

高三拾六石壺斗九升貳合三勺六才、

壺石ニ七升八合五勺六才五分平シ例

納塩貳拾八石四斗三升四合四勺壹才、

壺ヶ年之出来高壺畝ニ五石八斗壺升貳合貳勺壺才ツ、

現塩三千九百九拾石六斗五升貳合八勺六才、

右同

一同六反式畝貳拾五歩、

坪ニノ千八百八拾五坪、

高貳石三斗九升三合貳勺壹才、

壺石ニ七升八合五勺六才五分平シ例

納塩壺石八斗八升貳勺貳才、

升二百文ツ、
納錢百拾貳貫八百拾四文、

ノ塩浜七町七反四畝貳拾六歩、

ノ坪貳万三千貳百四拾六坪、

ノ高五拾八石貳升九合四勺五才、

ノ納塩四拾石六斗四升六合四勺壹才、

右御使者方江御届高

ノ塩浜貳町貳反四畝貳拾五歩、

ノ坪六千七百四拾五坪、

ノ高五石四斗七升九合三勺貳才、

ノ納塩三石六斗六合六才、

ノ納錢貳百拾六貫三百六拾三文、

右御届外代錢上納

ノ現塩六千三百九拾八石四斗六升六勺三才、

外、美里間切泡瀬、羽地間切我部、今帰仁間切湧川、大宜味間切津波・田湊、ノ五ヶ所二而、壹ヶ年二大抵貳千七百石程相出来候處、敷地之儀本地畠之内所向塩浜取成、畠方之上納仕来候付、納塩無之候、

③

前条塩浜畝反高取立之儀、先達而御使者方那覇・泊式ヶ所之現塩上納迄を御届被置候付、いづれ茂吟味之上那覇・泊納錢上納之坪高ハ差除、現塩上納之高畝反取立、其外美里間切泡瀬島并羽地間切我部之塩浜等者本地之内所向塩浜取成、塩焼出候成を以外書相記、前条通差出候處、太分之坪高現場御見分被成候ハ、何様御障茂可致出来哉、御念遣被成候間、大抵坪高見合、高畝反取立可書出旨、帳主取当真筑登之親雲上ニ付而被仰渡候付、右美里・羽地式ヶ間切塩浜并美里親方仕明・大宜味間切津波村仕明畠方之内、塩浜取成置候坪高茂取、左之通高畝反取立并算面書を以差出候事、

④ 本文表御方御調部之上御届相成候、尤坪高付者御心得迄之事ニ而御届書ニ者除候事
 覚

泊村

一塩浜四町壹反四畝八歩、

〔坪〕ニノ壹万式千四百式拾八坪、

高式拾壹石八斗三升七合九才、

納塩拾式石式斗壹升式合、

壹ヶ年之出来高

現塩式千四百七石八斗余、

那覇

一同三町六反拾八歩、

坪ニノ壹万八百拾八坪、

高三拾六石壹斗九升貳合三勺六才、

納塩貳拾八石四斗三升四合四勺壹才、

壹ヶ年之出来高

現塩三千九百九拾石六斗余、

ノ 塩浜七町七反四畝貳拾六歩、

ノ 坪貳万三千貳百四拾六坪、

ノ 高五拾八石貳升九合四勺五才、

ノ 納塩四拾石六斗四升六合四勺壹才、

ノ 現塩六千三百九拾八石四斗余、

外

美里間切泡瀬

一塩浜拾三町三反三畝拾歩、

坪ニノ四万坪、

高拾九石五升三合三勺三才、

納塩拾石六斗五升五合壹勺貳才、

壹ヶ年之出来高

現塩六千六百六拾六石六斗余、

羽地間切屋我地

一塩浜壹町三反七畝九歩、

坪ニノ四千四百四拾九坪、

高壺石九斗六升貳合貳才、

納鹽壺石九升七合貳勺壺才、

壺ケ年之出来高

現鹽六百八拾六石五斗余、

大宜味間切津波村

一同三反三畝拾歩、

坪ニノ千坪、

高四斗七升六合三勺三才、

納鹽貳斗六升六合三勺八才、

壺ケ年之出来高

現鹽百六拾六石七斗余、

塩浜拾五町三畝貳拾九歩、

坪四万五千百拾九坪、

高貳拾壺石四斗九升壺合六勺八才、

納鹽拾貳石壺升八合七勺壺才、

現鹽七千五百拾九石八斗余、

但、外書之三ケ所者疲入候付一往定納差免置申候、

⑤ 前条美里・羽地・大宜味三ヶ間切塩浜畝反取立之算面以後、心得之為記置候

本文式ヶ所畝反并御高居帳高所致失却候付、取納座納錢方畝反高掛出候
覚

一下々浜六反式畝拾七步、

高八斗九升四合九才、

壹石二五升五合九勺式才式分六り例

納塩五斗起、

坪二ノ千八百七拾七坪、

一惣坪五千百六拾九坪、

差引残而

三千式百九拾式坪、

右、羽地間切我部村、

一下々浜五町八反壹畝拾壹步、

高八石三斗、

壹石二五升五合九勺式才式分六り例

納塩四石六斗四升五合九勺式才、

坪二ノ壹万七千四百四拾壹坪、

一惣坪三万千六百八拾坪、

差引残而

壹万四千貳百三拾九坪、

右、美里間切泡瀬島、

⑥ 覚

美里間切泡瀬島間切持

一塩干場三万二千六百八拾五坪、

右同美里親方所持当分塩干場

一畠方貳万四千貳百五拾壹坪、

五万五千九百三拾六坪、

内

四万坪、

下々浜拾三町三反三畝拾歩、

高拾九石五升三合三勺三才、

壹石二五升五合九勺貳才貳分六リ例

納塩拾石六斗五升五合壹勺貳才、

壹ヶ年之出来高壹畝五石ッ、

現塩六千六百六拾六石六斗余、

残坪壹万五千九百三拾六坪、

羽地間切屋我地

一塩干場五千六百六拾九坪、

内

四千百拾九坪、

下々浜壺町三反七畝九歩、

高壺石九斗六升貳合貳才、

壺石二五升五合九勺貳才貳分六厘例

納塩壺石九升七合貳勺壺才、

壺ヶ年之出来高壺畝二五石ツ、

現塩六百八拾六石五斗、

残而千五拾坪、

大宜味間切

一坪高千五百坪、

内

千坪、

下々浜三反三畝拾歩、

高四斗七升六合三勺三才、

壺石二五升五合九勺貳才貳分六厘例

納塩貳斗六升六合三勺八才、

壺ヶ年之出来高壺畝二五石ツ、

現塩六百六拾六石七斗、

残而五百坪、

坪六万式千六百五坪、

内

四万五千百拾九坪、

下々浜拾五町三畝式拾九歩、

高式拾壹石四斗九升壹合六勺八才、

納塩拾式石壹升八合七勺壹才、

現塩七千五百拾九石八斗、

残而坪壹万七千四百八拾六坪、

【VI】

① 度

是ハ曲尺鯨尺トモ其工用ニヨツテ分別サ(ヌカ)口ヲ記スヘシ、尺度鯨尺一尺ハ曲尺何寸ニ当ル、反布一端一疋ハ

鯨尺何尺ニ当ル、市中唱ユル一尋ハ鯨尺何尺ニ当ルヤ、距離一間ハ曲尺何尺、一町何間、一里ハ何町、量地ノ一歩ハ何間平方、一畝ハ何歩、一反ハ何畝、一町ハ何反、立積一坪ハ何間立方等ノ詳口ヲ記スヘシ、

②

本文御内用方并表御方御調部之上御届相成候事

一量地之一歩ハ六尺五寸ニ而壹間平方、壹畝ハ六尺五寸歩之三拾歩、壹反ハ拾畝、壹町者拾反、此立積以下者普請奉行

所書出表、立積之壹坪ハ壹尺方、立方ハ四方六面壹尺也、
本文右同斷
一距離之一間ハ曲尺六尺五寸、壹町ハ六拾間、壹里ハ三拾六町也、

【VII】

此下拾行御内用方江差出候事
一 鬱金三万斤、

斤數者仕上世座江御糺方之事
但、恩納・名護・羽地・大宜味・国頭・久志六ヶ間切出產、鹿兒島県江輸出、

一 菰

但、豐見城間切方作出、砂糖樽并箱櫃荷作用、又者人民費消ニ壳払、

一 蔴 一 藺 一 蒲

但、三行地下所々江作立、人民自用費消、

一 菓実類

内

九年母 荔枝 龍眼 柿 里桃

山桃 はせを之実 蕃柘榴 柘榴

但、九行地下所々江出產、右同斷、

一 藍草 一 はせを苧 一 唐苧 一 木棉花

一紅花 一煙草

但、六行地下中作立、右同断、

一茶

但、美里・金武・名護・本部・今帰仁・羽地・大宜味・国頭八ヶ間切江作立、右同断、

一海藻類

内

海人草 石みる 青ぬり すぬり つのまた

但、五行海持之間切く方出産、右同断、

一家畜

内

牛 馬 ふた 羊 庭鳥 里鴨 犬 猫

但、八行地下中飼立、右同断、ふた者鹿兒島県江輸出茂有之候、

一野獸

猪

但、国頭表江出産、

右、但書之通二而、一ヶ年之取ル罷成不申事御座候事、

①

牛馬ふた羊庭鳥疋数羽数員数書出候様、御使者方方御達有之候間、早々取可差出旨、被仰渡候付、諸間切并伊江島江申出させ、左之通取可御内用方江差出候處、牛馬者慶長御檢地之高より相重候而者御故障可相成趣を以、疋数相減御届相成候事、

老万三千三百三拾三疋之内
一牛老万千三百五拾式疋、

外、減高千九百八拾老疋、

四千八百九疋之内

一馬四千九拾八疋

外、右同七百拾老疋、

一ふた三万式千九百九拾疋、

一羊三万九千三百三拾五疋、

一庭鳥六万四百五拾三羽、

② 蘆 薊 蒲

但、老ヶ年之壳払代錢、大抵取可差出候様、御内用係より御達有之、兼城・高嶺・勝連・与那城・美里五ヶ間切江申付書出させ、左之通差出候事、

③

本文御内用方并表御方御調部御届相成候事

覚

蘆三百五拾束程、束二四百八拾貫文完

一錢拾六万八千貫文、

蘭七百束程、束三百貳拾貫文完

一同貳拾貳万四千貫文、

蒲貳千三百貳拾束程、束貳百五拾六貫文完

一同五拾九万三千九百貳拾貫文、

九拾八万五千九百貳拾貫文、

右品々、老々年之壳払代錢大抵如斯御座候、以上、

酉

正月

④

本文帳当座江差出候事

覚

恩納間切

一米拾三石起、

久志間切

一同拾四石起、

名護間切

一同貳拾石起、

羽地間切

一同三拾六石起、

金武間切

一同拾五石起、

大宜味間切

一同貳拾五石起、

国頭間切

本部間切

一同式拾石起、

一同拾八石九斗式升四合六尺式才起、

本部間切

今婦仁間切

一粟七石五斗起、

一米式拾五石起、

同間切

一粟五石起、

伊江島

一粟粃三拾石起、

右、国頭方九ヶ間切并伊江島

西原間切

中城間切

一米四拾石起、

一同式拾四石式斗五升起、

浦添間切

宜野灣間切

一同八石七斗五升起、一同式拾石起、

美里間切

一同拾三石起、

具志川間切

越來間切

一同式拾壹石起、

一同七石起、

与那城間切

一同八石起、

北谷間切

同間切

一同四石三斗九升七合式勺壹才起、

一粟五石六斗式合七勺九才起、

勝連間切

同間切

一米六石起、

一粟三石起、

読谷山間切

一同式拾石起、

右、中頭方拾壹ヶ間切

真和志間切

豊見城間切

一米四拾石起、

一同三拾石起、

小祿間切

一同二拾五石起、

兼城間切

高嶺間切

一同式拾石式斗六升五合四才起、

一同式拾石起、

真壁間切

具志頭間切

東風平間切

一同式拾石起、

一同式拾三石起、

一同四拾石起、

玉城間切

佐敷間切

大里間切

一同三拾五石起、

一同式拾石起、

一同式拾五石起、

南風原間切

摩文仁間切

喜屋武間切

一同四拾石起、

一同八石起、

一粟粃拾石起、

知念間切

一同拾三石三斗式升七合九勺四才起、

同間切

一粟三石七斗九升六合七勺九才起、

右、島尻方拾五ヶ間切

米七百九石四斗壹升四合八勺壹才、

粟四拾四石八斗九升九合五勺八才、

粟粃四拾石、

右之通壹ヶ年分貯高、外人民内貯^(高カ)取^カ方相成不申候、

酉
正月

【IX】

① 先達而被差上置候農務帳之内、下札ニ而御不審有之、御返答左之通、

一田畠之儀時々割直為指究主付無之、模合持之筋ニ仕置候付、地方之格護致大方、地位漸々薄相成不宜候、依之地

割申付永々授置候条堅得其意、此心得専大切ニ存格護可有之事、

下札ニ、

大方ト者等閑ニ当候哉、

御本文通

下札ニ、

地割一人当り凡何程ニ定メ有之哉、

御本文地割之儀、家内之貧富、人員之多少、老若等見合候付、一人当之定者無之、尤大躰拾年振ニ者右之振合を以割直シ相授申候、

但、地方ハ皆官地ニ而自分所持之地面ハ無之候、

下札ニ、いふ返シトハ何様成事歟、

御本文いふ返シトハ泥土不流様留候事、

一溝構いふ返し致大方候ハ、田畠致水損、地位茂漸々薄相成衰微之基可成立候間、随分可入念候、田畠仕付方之儀去巳年別さつニ記渡置候通可相勤事、

下札ニ、本文別さつ承知いたし度可被差出事、

下札ニ、坂相成剥付之事、

本文坂相成剥付与者山野草根取除之事、

一坂成剥付致明地候得者悪土流落、本田畠之為不罷成候間、右之仕方堅可差留事、

下札ニ、仕明場之事、

御本文、仕明場与ハ本地之事ニ而御座候、

一山野之境目正敷無之候ハ、致明地、又ハ仕明場抔江切添、後々者余地茂無之様ニ可成行候、然者牛馬飼採薪之不自由相成、百姓可及差迫候間、溝又者樹木を以相境、分明ニ相見得候様可仕事、

下札ニ、水塘トハ留地、或者堤様之ものニ而其敷地ハ何様ニ取扱候哉、

御本文、水塘トハ溜地ニ而本地江堀調、別段敷地之取扱者無之候、

一御当国之儀、大方天水田候得者兼而致其覚悟、依所水塘共堀宜所者其通仕、其難可凌手当仕、尤稻苻仕廻候ハ、早速畦ヲ固メ水持留候様ニ可致事、

水塘敷之儀、竿入帳坪相引候段御届相成候而者、御故障之儀も可致出来哉、
御内用方江も御吟味之上、右通御届相成候事、

下札ニ、壅之字、
(増)
御本文壅与者倍養肥之事ニ而御座候、

一 壅用候儀、耕作方肝要之勤候間、壅之貯可入念事、

下札ニ、題目ト□儀何之事ニ候、專要之主意ニモ可有之力、
(申力)

御本文通、

一 農具揃候儀、題目之事候間、聊大方有之間敷事、

下札ニ、年々貯トハ銘々一分限り之事歟、又者一村或者一間切与申合、其身元ニ応し非常之為年々差出切ニ困穀等いたし候類ニ者無之哉、

御本文銘々壹分限之貯ニ而御座候、

一 凶年之節、年貢致未進、其身茂及飢候儀、畢竟常式貯無之故ニ候、依之徒之費不仕隨分守儉約、連々申渡置候通

年々貯仕候儀、油断有之間敷事、

下札ニ、本文別さつ承知いたし度可被差出事、

一 蘇鉄之儀、凶年之補ニ相成別而重宝之物ニ候間、弥漸々植重候様可致候、拵様者別さつ記相渡置候通可仕事、

下札ニ、はんす芋トハ何様成芋ヲ唱候哉、且別さつ共承知いたし度事、

一 はんす芋之儀、余計有之節者干調、飯米之貯可致置候、干調候仕様者去亥年別さつニ記渡置候通可相調事、

下札ニ、相合トハ見合セ等之意ト考、

地頭代相合ト下訳

惣耕作

一 地頭代之儀、間切中之頭役ニ候、其上農事之儀第一之勤候間、惣耕作相合農業之儀何篇致談合入念可相勤事、
御本文、地頭代役惣耕作当役与互ニ相合ニ而御座候、

一村耕作、惣耕作之下知不請付候ハ、両惣地頭ニ付、高奉行江可申出事、

下札ニ、両惣地頭ノ訳、惣地頭ハ村長ノコトト被考候間、右地頭選舉ノ方法ヲ聞タシ、

②

本文通差出候處、御評定所ニ而御取調部、別紙之通御届相成候事、

干いも拵様之儀、

一はんすいも之儀へり申候時、大粒之いもゑらひへけ候付、大粒いも又へり手間たわれ□差支、干候付而者天氣見(二、カ)合申とて、此三ヶ条差支都而とりはやり致兼候様子御座候、右ニ付手早成候致様、左書ニ相記差通申候、

一細きひきいも大粒いも差当り次第取当、つきうすあつみつきつち入候程わらふたすんた調ニ相拵、いもつき候時、とのけちり無之様相拵、つきわり申候得者、乍立つきわり申候、

一右通唐豆、米、麦、黍、粟之程段々つきわり候而、則水ニ漬けきしふり候得者、其しるとりよう之様ニ相しるミ申候、又今一度水ニ漬けきたてしふり上ケ、筵ねくふくニ相干申候得者、へりいも各格別相かわき申候、

但、清天一日二者干れ申候、

一右式度之洗しるうちこへニ而くし、其実ハ干上ケ、しる相とこらし候得者、うわ水者赤しる出申候、三四度も水入替、けきたて相すまし候得者太白ニ罷成、能くすニ相成申候、

一右通うすニひきいも候而もにりかみ不申様ニあらひ立、大小共うすニつきわり候得者血能相拵、拵も手隙入不申、手早く相調血能相拵候付而しめ痛無之、別而格護いたし能御座候、

一入虫いも拵様之儀も右通うすニつきわり、則水あらひ立、入虫之氣相拵迄五六度も水入替洗立候得者、入虫之氣相拵、いも之あまかさ仕候時、則しふり上ケ干立、右うすニつき、うす之間ニ而わり拵、糝ニ而あつへニ而茂、又米

麦粟芋合せ、又不合候得共、焼合喰事仕候得者、別而能御座候、此段先比申渡置候処、村々承合候得者、此拵様至極不案内仕存不申由、笑止千万二候、随分此調相用候得者、はんつ芋少も損失無之、飯料相迫不申、緩々相續可申候、此旨委細申談相調させへく候、

一此中之ひき芋、血然与相拔不申、不念之拵二而血之シミ気二相痛、長々干いも格護不罷成由、其身之不念仕いも嗜二くせ仕候儀、笑止千万二候、随分わりいも手早クうす二つきわり、両度洗立血能相拔、随分長々格護二而諸用重宝可仕候、右通得与被得其意、間切中相揃シ、委細致様相伝、直二相拵させ見届、得与心二得候而、間切中江再伝之趣、当月廿日限り書付を以当座江首尾可申出候、肝要成儀候間、少も油断仕間敷者也、

亥
九月九日

高所

中頭方拾壹ヶ間切

さはくり中

③

本文通差出候處、御評定所二而御取調部別紙之通御届相成候事、

覚

一蘇鉄へき拵候時分柄、十二月方三月迄みとり出不申内能御座候、みとり出候得者実少く有之候、且又四月方十二月迄拵者実少く有之候、然共飯米迫之時者相拵喰申由候、

一黒瓜之分者けつり捨、白瓜者一手二けつり集、七八日程日二干、ふまり者多々飛し捨、ふつゝ折候小、清水二漬置、日々ニ水相替、日数四日程二者取出シ結構手洗、水気除候間日二当、積俵之内ニはせを之葉立廻シ入付、其上

よりねくふく、蕪かや、すゝき杯ニ而おそひ、三日め程ふめかし候得者油朱黄めニ成候此時取出し半日計日ニ当、曇天ならば風ニそかし、又俵ニ入置、如斯式三度茂仕候得者、六七日ニ者腐候而煮芋之加減干やわらきふく、折中等茂有之、又折不申等も有之候、折候等者取集、其俵煮候而喰候共、拵仕置米粟麦豆芋杯ニ相交、又者一味ニ而茂人々勝手次第焼候而喰申候、又折不申等者又俵ニ入ふめかし、ふく、折候時取出し用申候、

附、日二千ふつく、折候時、四五日程清水ニ漬置取出し、田泥もミ合半時計間を置、結構ニ洗候而移俵ニ入、土穴ニ堀埋ミ置候得者、六七日ニ者腐申候、夫より取出シ日二千粉拵仕置候、此調様者白ク有之由、牛宮平申出候、

一内皮之儀、厚サ三四分程ツ、へき集、晴天ニ七八日干付、ふつく、折候ハ、清水ニ漬置、日々ニ水相替へ四日程ニ者取出、結構ニ洗候而水氣除候間、日二千移俵に入、ねこふく・蕪杯ニ而おすひ置、干拵用様如前、

附、田泥もミ合拵様同断、

一中之真者いかニにも薄クへき、しめり氣除候間、日二千一夜水ニ漬置、次朝すこひ出し、清水ニ而結構ニ洗、水氣除候間、日二千移俵ニ入、ねこふく蕪等おそひふめかし、煮いも之様ニ和き申時取出し、おすニ春割、水入神酒くし候様ニ布袋さうけニ而茂粕有限者桶ニくし入置、四五度も水入替へ、上水ハすみ次第捨、とくへ水者しやうふ居せ候様にして葛作り置申候、尤水替候儀者幾度も相重候儀宜敷候、

一蘇鉄粉ニ而みそ仕立様者、大豆・小麦之間糶壹升ニ粉式升、合三升ニ塩九合相加申候、調様者いかニも湯たきらかし、粉そるいよく飛し入けき立、粒不作様ニ成程焼堅め、冷候而糶塩相加春合申由、渡名喜島さはくり申出置候、一ふめかし候時分、赤黄青黒其外何色ニ而も糶立候等者酔申物ニ而候、ケ様之物出来候ハ、日二千付、又如最前拵直シ用申候、且又粉拵并餅作り格護仕置候内ニも、間ニ糶立候等有之候、是も拵直し喰申候得者何事も無之候、

- 一葉縮候蘇鉄者毒ニ而候、是者式三年茂捨置葉振持直り候時、喰申候申、りし宮平申出候
- 一へき拵候日者いかニも晴天ニ能候、雨天成候ハ、家内ニひるけ置、(緑)そかし候而能候、
- 一蘇鉄喰候而頭痛仕候ハ、黒砂糖喰候而能候、又甘草・(緑)糸豆（緑）尅勿ツ、取合せんじ用得、ふしさん之灸焼候得者宜候由、りし宮平申出候、

【図解】

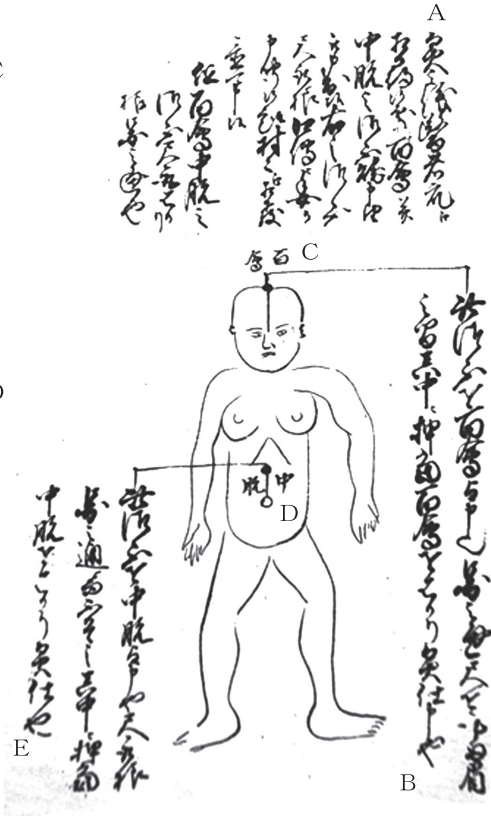
A
灸之儀、医者衆江相尋候處、百会并中腕与之つふ焼申由、被申出候、右之つふ尺取様口伝ニ委ク申聞候趣、村々江相
教置可申候、

但、百会・中腕之つふ尺取はかり様、図之通也、

B
此つふを百会与申也、図之通尺を取、両眉之間真中ニ押当百会をはかり灸仕申也、

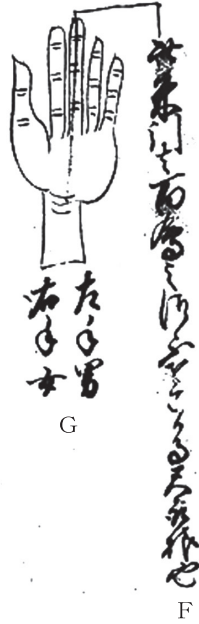
会百 C

腕中 D



E 此つふを中腕与申也、尺取様、図之通二而ふそ之真中二押当中腕をはかり灸仕也、

F 此朱引者百会之つふをはかる尺取様也、



G · I
左手男
右手女

此朱引者百会之つふをはかる尺取様也
 右の男
 左の女
 H



左の男
右の女
I

此朱引者百会之つふをはかる尺取様也
 右の男
 左の女
 J

H 此朱引者卷寸也、此を四ツ折四寸二成シ、其四寸を以ふそ之目二当、中腕をはかる也、

J 此朱引者四寸之図也、是を以中腕之つふをはかる也、

右蘇鉄喰候而間ニ相果候者共有之、御念遣被思召上事候間、拵用様諸間切江伝授させ置候様ニ与被仰付候間、渡名喜島さはくり中并豊見城間切南風原村嘉敷筑登之親雲上、小祿間切同村高良にや、真和志間切識名村うし宮平与申者相尋候處、右ヶ条之通申出有之候間、弥右通相用候様ニ被仰付候条、村々江書写させ置、百姓中拵様得与致落書候様ニ叮嚀ニ可申含者也、

土高所

雍正十二年甲寅二月廿五甲

西原間切

さはくり中

④

一ちやかかる地もりはらの致様之図、

一真和地畠敷致様之図、

右両図并趣意書両通取添差出候處、其通ニ而者御差障可相成趣を以、図ハ差除、趣意茂取直、別さつ之通御届相成候事、

一地敷森原迄剥付置候付而、底地ニ惡土流落、惣而地位惡敷罷成候故毛草植付、地方致補助候事、

一惣而溝扱不宜、水和順無之水損仕候間、地方洗剥無之様可相調候事、

一地之諸性ニ随ひ時節遲速之計、耕作致様之吟味、能入念可相勤候事、

一田之あふし削付薄相成、水保無之不宜儀候間、双方を相広水保能入念、旱之變可相慎候、若此筋不相守者有之候

ハ、屹与其御沙汰可被仰付事、

右ヶ条之通被仰付候条得其意、随分精を出可相働事、

一 蘇鉄へき拵候時分柄、十二月方三月迄みとり出不申内能候、みとり出候得者実少ク有之候、且又四月方十二月迄すかみ候而実少ク有之候、然共飯米迫之時者相拵喰申候、

一 黒瓜之分者けつり捨、白瓜者一手けつり集、七八日程日ニ干、清水に漬置、日々ニ水相替、日数四日程二者取出シ洗、水気除日当、移俵之内ニはせを葉入付、其上方かや・すゝきなどニ而おそひ置、三日め取出し半日計日ニ当テ、曇天ならば風ニそかし、又俵入置、如斯式三度も仕候得者、六七日二者腐候而折申等茂有之、又折不申等茂有之候、

折候等者取集其俵煮候而喰候共、粉拵仕置米粟麦豆芋杯ニ相交、又者一味ニ而茂人々勝手次第喰申候、

一 葉縮候蘇鉄者毒ニ而候、是ハ式三年茂捨置葉振持直り候時喰申候、

右通相用候様被仰付候条、村々江書写させ置、百姓中拵様得与致落書候様ニ叮嚀ニ可申含者也、

一 はんついても虫付之時、少茂相廢不申様干拵仕候儀、

一 同堀取之時節相後、性薄相成候時、右同断、

一 同作り余計之時、右同断、

右通さはくり村頭奉得其意、少も油断有間敷者也、